

# 平成25年度 定期監査報告 (第4号)

1. 監査の対象 市民福祉部〔社会福祉課、保健課〕
2. 監査の期間 自 平成25年10月21日  
至 平成25年11月18日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 宮野洋志  
根室市監査委員 波多雄志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成24年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
- ① 過誤納金の処理の適否
  - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
  - ③ 調定漏れの有無
  - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
  - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
  - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
  - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
  - ⑧ 現金引継ぎの適否
- (4) 支出事務について
- ① 支出負担行為の適否
  - ② 予算目的に反する支出の有無
  - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
  - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
  - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
  - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
  - ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
  - ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

## ◎ 市民福祉部

### ● 社会福祉課

#### ○ 社会援護担当

##### 1. 収入事務について

###### 【検討事項】

- (1) 生活保護費返還金の歳入歳出予算の取扱いにおいて、生活保護法に基づく返還金は歳入の雑入で処理し、また、保護費に過払いが生じたことなどによる返還金は歳出戻入で処理しているものがあるが、同様と思われる返還決定理由でも歳入で処理しているものと歳出戻入で処理しているものが見受けられるところである。  
については、保護費戻入（返還）決定書の決定理由欄に詳細に記載するなど、同じ返還決定理由で異なる取扱いにならないよう検討されたい。

##### 2. 支出事務について

###### 【指摘事項】

- (1) 臨時職員の賃金の計算において、出勤簿の勤務実績と賃金使役内訳票に相違があり、欠勤分を減額せずに支給し、過大支給により返納を要するものがあるため金額を精査の上、精算処理されたい。  
また、嘱託医師報酬及び臨時職員の賃金の源泉徴収所得税率に誤りがあるものや復興特別所得税率が加算されていないものがあるため、税率（額）を確認の上適正に事務処理されたい。

#### ○ 子育て支援担当

##### 1. 収入事務について

###### 【指摘事項】

- (1) 児童福祉費負担金（保育料）の納入通知書発付通知簿の作成において、年度途中の発付分が未記帳であるため、適正に事務処理されたい。

##### 2. 支出事務について

###### 【指摘事項】

- (1) 民間保育園給食費補助金交付要綱において、3歳未満児、3歳以上児及び検食費に区分し、3歳未満児及び3歳以上児は給食材料費等と一般生活費との差額による超過負担率を求め、超過負担分に対して補助することとしているが、超過負担率が10%未満の場合は補助の対象としない旨規定しているところである。  
この補助金の積算内訳において、3歳未満児の超過負担率が負の数となっているが、これをゼロとしないため、3歳以上児の補助基準額から3歳未満児の負の補助基準額を差引いて算出しているが、要綱に規定する「超過負担率が10%未満の場合は、補助の対象としない。」という規定から、ゼロとして計算すべきと考えられるので是正されたい。

なお、現在の算出が正しいのであれば、その旨要綱に明記すべきであるため検

討されたい。

- (2) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金掛金の支出において、当該経費は保険料の前納であり、前金払で処理し、併せて会計規則第73条の規定に基づく前金払処理報告書を作成されたい。

また、全国市長会学校災害賠償保険料及び特別保育事業賠償責任保険料の前金払において、前金払処理報告書の作成が未了であり、適正に事務処理されたい。

- (3) 臨時職員の賃金の計算において、勤務日数や勤務時間の把握誤りが相当数あり、未支給のものや過大支給ものが多数あるので精査されたい。

### 3. 財産について

#### 【指摘事項】

- (1) 備品異動報告書兼通知書の作成において、購入先、購入価格の入力のないものが数件あること、及び購入単価、購入価格は消費税抜きで入力すべきところを税込みとなっているなど不備があるので是正されたい。

### 4. その他事務について

#### 【指摘事項】

- (1) 嘱託職員の時間外勤務命令において、時間数の把握誤りや開始時間が勤務時間内であるもの、及び休日勤務を通常的时间外勤務としているなど誤りがあるので、精査の上精算処理されたい。

## ● 保健課

- 国保・年金担当

### 1. その他事務について

#### 【検討事項】

- (1) 国民健康保険条例施行規則で規定され、記載整理しなければならない被保険者異動整理簿などの各種整理簿において、TOPS(Total Public Administration System)で電算管理している様式が、施行規則の様式と一致していないものがあるので、施行規則との整合性が図られるよう検討されたい。

- 保険税担当

### 1. 収入事務について

#### 【指摘事項】

- (1) 国保税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分において、滞納者毎の滞納処分停止決議書は作成されているものの、納入の記録等の記載が一部欠落している等適正を欠くものがあり、また、執行停止の初年度、2年次目、3年次目の決定を下す決裁がなく、その時点の件数及び金額が把握できないなど、書類の作成及び数値の把握方法等が不適切であり、適正に事務処理されたい。なお、本件は2年前の定期監査においても指摘した事項である。

- (2) 国保税の過誤納に伴う還付又は充当の処理において、督促手数料を徴収しないで本税のみを還付又は充当しているが、督促手数料は過去に確実に発生している債権であるが減免の手続きをとっていないこと、及びこの未徴収分を滞納繰越金の繰越調書作成時に修正調定として単純に減額調定していることは不適切であり、他の納税義務者や他の市の歳入金等との公正を欠くこととなるので、速やかに是正されたい。
- (3) 国保税の滞納繰越分の調定において、本来は滞納繰越分の増額調定は考えられないところであるが実際には行われており、歳入調定関係書類を調査してもその要因と金額が確認できず、実際の債権と調定額が一致していない可能性があるもので精査されたい。

## 2. 支出事務について

### 【指摘事項】

- (1) 保険税過誤納金還付金の還付加算金の算出において、加算金算出に用いる率（特例基準割合）及び算出方法に誤りがあり過払いとなっている者が1名2件あるので、精査されたい。

## ○ 健康推進担当

## 1. 支出事務について

### 【指摘事項】

- (1) 分娩入院に伴う交通費助成金の算出において、別に定める算定基礎に基づかない違算と思われるものがあるので、精査されたい。

## 2. 財産について

### 【指摘事項】

- (1) 医師及び医療従事者修学資金貸付金の貸付において、決算書の財産の項目に債権額を掲載しているが、その金額が継続貸付中の者に係る金額のみであり、償還猶予や分割償還の金額を債権として計上していないことは誤りであり、適正に債権管理されたい。  
また、償還金免除申請及び償還金据置申請に対する可否の決定を通知していないものがあるので、規則に基づき適正に事務処理されたい。
- (2) 診療所における医療機器等で使用に耐えないものを産業廃棄物として専門業者に廃棄処理を依頼する決裁を得ていることは適正と考えるが、100万円以上の重要物品の処分は市長決裁を要するものであり、業者に引渡す前段で廃棄処分の承認を得る市長決裁を要するので、適正に事務処理をされたい。